

第51回「議員と語ろかい」報告書

総務環境常任委員会（No. 1）

開催日	令和 8年 5月 12日 14 時 00分 ～ 15時 30分		
開催場所	全員協議会室		
団体名	人権を守る会かごしま	参加人員	7 人 (男 5人：女 2人)
出席議員	久保史睦、木野田誠、稲留誠也、町田和己、塩月大志郎、今村純子 野村和人、徳田修和、前島広紀		
役割分担	班 長（久保 史睦 ）副班長（木野田 誠 ）記録係（町田 和己 ）		
テーマ及び具 体的な内容	霧島市における実効性のある人権条例の制定に向けて		

◆は参加者の発言 ◇は議員の発言

意見交換での主な話題等

◆10年にわたる活動とスタンス：1991年から活動し、霧島市議会とも10年対話を続けてきた。単なる陳情ではなく、議会が自ら「立法（発議）」することこそが正しい道であると考え、この手法を重視してきた。

◇これまでの経緯と反省：過去に議員発議を準備したが、県条例の制定により「理念条例が重なる」との理由で市側から見送りを求められ、頓挫した経緯がある。

◆市独自の条例の必要性：2016年施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」を具体化するため、実態調査、相談窓口、審議会の設置を明記した実効性のある市条例が不可欠である。

◆県条例との違い：県条例だけでは不十分。市民に最も近い市が、ネット上の差別チェックや地元での問題解決を担うべきである。

◇現状認識と学びの姿勢：新人議員を中心に「1から学びたい」「勉強不足を痛感した」という声が多く、SNSやAI時代の新たな人権課題へのアップデートが必要であると認識した。

◆差別の実態報告：結婚差別やネット上の誹謗中傷が今なお現存している。近年の研修会アンケートでも「逆差別」「寝た子を起こすな」といった誤った認識や差別的回答が確認されている。

◆財政的裏付け：条例という法的根拠があって初めて、調査や啓発のための予算（財政）が安定的に確保される。

◇今後の進め方への提案：条例制定の議論の前に、まずは霧島市の現在の人権状況を把握するための「実態調査」の実施を検討すべきではないかという意見が出された。

総括：この10年の経緯を検証し、委員と共に、差別解消に向けて正面から向き合っていく必要がある。